

## 診療所・歯科診療所（個人開設）新規開設申請の注意事項

R5. 12. 26

### 診療所を開設する方へ

- ① 事前に施設の図面を持参し、保健所にご相談ください。施設基準の事前チェックを行います。
- ② 保健所に提出した書類の写し（副本）が必要な場合、**申請書類はすべて2部ずつ提出**してください。副本の受け取りには身分証明書の提示が必要です。
- ③ 開設者以外の方が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。  
(名義変更時、廃止届出手続きも委任される場合は、旧施設開設者からの委任状が必要です。)
- ④ 社会保険指定手続きについては、**関東信越厚生局東京事務所(03-6692-5119)**にお問い合わせください。
- ⑤ 申請書類は葛飾区役所ホームページからダウンロードできます。  
(葛飾区役所HP → 事業者情報 → 申請手続き/保健所関連 (診療所・歯科診療所・歯科技工所))

### ◎ 新規申請（個人開設）・・・開設後 10 日以内に保健所に提出してください。

| 提出書類             |                                | 記載上の注意   |
|------------------|--------------------------------|--|
| 診療所・歯科診療所開設届     |                                | 1 診療所と歯科診療所では様式が異なります。<br>2 診療科目は、医師又は歯科医師一人に対して原則2つ以内です。<br>3 診療所等の名称については、あらかじめ保健所にご確認ください。<br>4 近隣（他区も含む）に類似名称の施設がある場合は、考慮してください。<br>足立保健所 03(3880)5362 江戸川保健所 03(3658)3177 |
| 添<br>付<br>書<br>類 | 開設者（管理者）医師・歯科医師免許証             | 医師・歯科医師免許証の本証を持参してください。  |
|                  | 開設者（管理者）医師・歯科医師臨床研修等修了登録証      | H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。  |
|                  | 開設者の職歴書                        | 開設者が他医療機関に勤務していないことが確認できるように記載してください。写真貼付。（管理者が当該診療所の休診日に他医療機関で診療に従事している場合は、当該診療所の管理者就任に関し、その医療機関からの承諾書が必要です。）   |
|                  | 診療に従事する医師等医療従事者の免許証            | 医療従事者の免許証の本証を持参してください。<br>又は、免許証写しの裏面に「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。  |
|                  | 診療に従事する医師等の臨床研修等修了登録証          | H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。<br>又は、登録証写しの裏面に「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。   |
|                  | 土地の登記簿全部事項証明書                  | 発行後6か月以内のものがが必要です。（施設が賃貸の場合は不要です）  |
|                  | 建物の登記簿全部事項証明書                  | 発行後6か月以内のものがが必要です。   |
|                  | 賃貸借契約書                         | 土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写し（原本と照合します）を添付します。<br>転貸による契約の場合は、所有者の転貸に関する承諾書又は同意書等が必要です。   |
|                  | 敷地周囲の見取り図                      | 道路と建物の位置関係のわかるものがが必要です。  |
|                  | 敷地の平面図                         | ビルの一部を利用する場合は、その階の平面図が必要です。  |
|                  | 建物の平面図                         | 縮尺 100 分の 1 以上のものがが必要です。ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置並びに病室にあっては、病室番号及び病床数を記入してください。   |
|                  | エックス線診療室放射線防護図（エックス線診療室を備える場合） | 平面図及び立面図。縮尺 50 分の 1 のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。  |
|                  | 診療所への案内図                       | 最寄駅等から診療所までがわかるものがが必要です。   |

◎ エックス線を設置する場合・・・設置後 10 日以内に保健所に提出してください。

| 提出書類          |                   | 記載上の注意   |
|---------------|-------------------|--|
| 診療用エックス線装置備付届 |                   | 管理者の住所・氏名を記載してください。  |
| 添付書類          | エックス線診療室の平面図及び側面図 | 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の隔壁の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入した 50 分の 1 の縮図とし、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記してください。管理区域の標識、使用中のランプ等の位置を診察室図中に記入してください。 |
| 類             | 漏えい放射線測定結果報告書（写）  | 結果書の有効期限は測定から 6 か月です。  |

### 手続きの流れ



### スケジュールの例

年末年始やゴールデンウィーク等、閉庁日が多い時期は、余裕のあるスケジュール管理をお願いします。

#### 8月1日から保険診療を開始したい場合

- ①6月上旬まで 図面の相談のため、保健所に来所する
- ②6月上旬まで 開設届、添付書類について、保健所に内容の確認を受ける  
(メールでの確認可)
- ③6月下旬 施設完成
- ④7月1日 診療所開設届を保健所に提出する
- ⑤7月上旬 保健所による診療所の立入検査
  - ・立入検査時は、診療所管理者の立ち会いをお願いします
  - ・完成した(診療できる状態になった)施設の立入検査を行います
- ⑥7月上旬 診療所開設届副本受領(通常は立入検査日の翌開庁日の午後)
- ⑦7月10日まで ⑥の写しを関東信越厚生局に提出し、社会保険の指定手続を行う  
(⑦の日程については、関東信越厚生局に確認してください)

#### 《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14(健康プラザかつしか 2階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電話：03(3602)1242

FAX：03(3602)1298

メール：092000@city.katsushika.lg.jp

注意) 葛飾区内の申請先は、こちらのみです。